

厚生労働省発健 0208 第 4 号
令和 3 年 2 月 8 日

各 { 都道府県知事
市 町 村 長 } 殿
特 別 区 長 }

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費
の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、令和 2 年 12 月 28 日厚生労働省発健 1228 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 1 月 28 日から適用することとされたので通知する。

令和２年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金

改正後	現行
1～2 (略) (交付の対象) 3 この国庫補助金は、<u>次の事業に必要な経費を交付の対象とする。</u> (1) 令和２年１０月２３日健発１０２３第３号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により都道府県、市町村（地方自治法第２８１条第１項に定める特別区を含む。以下同じ。）が行う事業 (2) 昭和５２年３月７日衛発第１８６号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第１０により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会（以下単に「<u>予防接種健康被害調査委員会</u>」という。）が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して市町村が行う事業（ただし、<u>新型コロナウイルスワクチン接種に係るものに限る。</u>） (交付額の算定方法) 4 この国庫補助金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、区分ごとの算出額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第１欄に定める事業区分ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。	1～2 (略) (交付の対象) 3 この国庫補助金は、令和２年１０月２３日健発１０２３第３号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により都道府県、市町村（地方自治法第２８１条第１項に定める特別区を含む。以下同じ。）が行う事業を<u>交付の対象とする。</u> (交付額の算定方法) 4 この国庫補助金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、区分ごとの算出額に１,０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第１欄に定める事業区分ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から
寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない
方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額
とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補 助率
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な給料、職員手当等、 <u>共済費、賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金</u>	1 0 / 1 0
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	市町村が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な給料、職員手当	1 0 / 1 0

(2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から
寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない
方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を
交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補 助率
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な給料、職員手当等、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、 <u>（通信運搬費、保険料）</u> 、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1 0 / 1 0
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	市町村が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な給料、職員手当	1 0 / 1 0

		等、 <u>共済費、賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金</u>				等、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（ <u>通信運搬費、保険料</u> ）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	
<u>予防接種事故発生調査費</u>	<u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>	<u>予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食料費、印刷製本費）、使用料及び賃借料</u>	<u>1 0 / 1 0</u>				
5～14（略）				5～14（略）			
別紙様式第1（略）				別紙様式第1（略）			

別紙様式第 2

別紙様式第 2		番 号
		年 月 日
厚生労働大臣 殿		
市町村長		
令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の交付申請について		
標記について、次により令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。		
1	申請総額	金 円
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円
	予防接種事故発生調査費	金 円
2	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳（別紙（1））	
3	添付書類 （1）令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 （2）その他参考となる資料	
4	変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。	
	申請総額	金 円（A）
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円（B）
	予防接種事故発生調査費	金 円（C）
	前回までの交付決定額	金 円（D）
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円（E）
	予防接種事故発生調査費	金 円（F）
	差引今回変更増△減額	金 円（A）－（D）
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円（B）－（E）
	予防接種事故発生調査費	金 円（C）－（F）

別紙様式第 2

別紙様式第 2		番 号
		年 月 日
厚生労働大臣 殿		
市町村長		
令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の交付申請について		
標記について、次により令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。		
1	申請総額	金 円
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円
2	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））	
3	添付書類 （1）令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本 （2）その他参考となる資料	
4	変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。	
	申請総額	金 円（A）
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円（B）
	前回までの交付決定額	金 円（C）
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円（D）
	差引今回変更増△減額	金 円（A）－（C）
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金 円（B）－（D）

別紙様式第 2 別紙（1）

別紙（1）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費	交付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	遡定額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のい ずれも少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業 (市町村実施)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業 (市町村実施)												内訳は別紙のと おり
計												

(注) (1) 対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。

(2) (J) 額及び (K) 額は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙様式第 2 別紙（1）

別紙（1）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費	交付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	遡定額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のい ずれも少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業 (市町村実施)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計												内訳は別紙のと おり

(注) (1) 基準額、対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。

(2) (J) 額及び (K) 額は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙様式第2別紙（1）別紙

別紙（1）別紙						
対象経費支出予定額内訳						
市町村名						
区分	費目	対象経費支出予定額				備考
		規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（市町村実 施）	給料					
	職員手当等					
	共済費					
	賃金					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
使用料及び賃借料						
工事請負費						
備品購入費						
負担金						
小計						
予防接種事故発生應 急費	報酬					
	報償費					
	旅費					
	需用費					
	食料費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
小計						
合計						

(注) (1) 備考欄には、市町村実施については支出予定の品目及び数量等を具体的に記入すること。

(2) 事業計画書は別業とすること。

別紙様式第2別紙（1）別紙

別紙（1）別紙						
対象経費支出予定額内訳						
市町村名						
区分	費目	対象経費支出予定額				備考
		規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（市町村実 施）	給料					
	職員手当等					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	通信運搬費					
	保険料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
備品購入費						
計						

(注) (1) 備考欄には、市町村実施については支出予定の品目及び数量等を具体的に記入すること。

(2) 事業計画書は別業とすること。

事業実施計画書

市町村名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施計画	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) ② 予防接種台帳システム等のシステム改修 (内容) ③ <u>接種券、予診票、案内等の印刷・発送</u> (内容) ④ 接種の実施体制の確保 (内容) ⑤ <u>相談体制等の確保</u> (内容)

(注) 事業内容には、具体的な体制の内容や調整の計画等を記載すること。
実施しない事業については、該当なしとすること。

事業実施計画書

市町村名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施計画	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) ② 予防接種台帳システム等のシステム改修 (内容) ③ <u>印刷・郵送準備</u> (内容) ④ 接種の実施体制の確保 (内容) ⑤ <u>相談体制の確保</u> (内容)

(注) 事業内容には、具体的な体制の内容や調整の計画等を記載すること。
実施しない事業については、該当なしとすること。

事業実施計画書

市町村名 _____

予防接種健康被害調査委員会の開催

開催回数	構成員	調査件数	開催概要	備考

(新設)

別紙様式第 3

別紙様式第 3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
交付申請書の提出について

標記について、本都道府県管内の市町村が行う令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金として、次の金額について、管内市町村長から「令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 申請総額	金	円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円
予防接種事故発生調査費	金	円

2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳（別紙（1））

3 添付書類
別紙様式第 2 による市町村別国庫補助金交付申請書

4 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請総額	金	円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円（B）
予防接種事故発生調査費	金	円（C）

前回までの交付決定額	金	円（D）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円（E）
予防接種事故発生調査費	金	円（F）

差引今回変更増△減額	金	円（A）－（D）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円（B）－（E）
予防接種事故発生調査費	金	円（C）－（F）

別紙様式第 3

別紙様式第 3

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
交付申請書の提出について

標記について、本都道府県管内の市町村が行う令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金として、次の金額について、管内市町村長から「令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

1 申請総額	金	円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円

2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））

3 添付書類
別紙様式第 2 による市町村別国庫補助金交付申請書

4 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請総額	金	円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円（B）

前回までの交付決定額	金	円（C）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円（D）

差引今回変更増△減額	金	円（A）－（C）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円（B）－（D）

別紙様式第3別紙（1）

別紙（1）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳

1 所要額内訳

市町村名	区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	遡定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
		(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のいず れか少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業（市町村実施）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
	予備接種事業発生調査費												
	小計												
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業（市町村実施）												
	予備接種事業発生調査費												
	小計												
	計												

(注) (1) 各市町村から提出のあった別紙様式2別紙（1）の内容を審査し、遡定と認められた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は遡定行を追加すること。

(2) (J)欄及び(K)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙様式第4（略）

別紙様式第4別紙（1）

別紙（1）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	遡定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のいず れか少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保事業 （都道府県実施）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	内訳は別紙のと おり
計												

(注) (1) 対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。

(2) (J)欄及び(K)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙様式第3別紙（1）

別紙（1）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳

1 所要額内訳

市町村名	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	遡定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のいず れか少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
計												

(注) (1) 各市町村から提出のあった別紙様式2別紙（1）の内容を審査し、遡定と認められた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は遡定行を追加すること。

(2) (J)欄及び(K)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙様式第4（略）

別紙様式第4別紙（1）

別紙（1）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	遡定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のいず れか少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保事業 （都道府県実施）	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	内訳は別紙のと おり
計												

(注) (1) 基準額、対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。

(2) (J)欄及び(K)欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

別紙様式第4別紙（1）別紙

別紙（1）別紙

対象経費支出予定額内訳

都道府県名

区分	費目	対象経費支出予定額				備考
		規格 (型式)	数量	単価	金額	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（都道府県実 施）	給料			円	円	
	職員手当等					
	共済費					
	賃金					
	報酬					
	謝金					
	会費費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	工事請負費					
	備品購入費					
	負担金					
	計					

（注）（1）

備考欄には、都道府県実施については支出予定の品目及び数量等を具体的に記入すること。

（2）

事業計画書は別業とすること。

別紙様式第5（略）

別紙様式第4別紙（1）別紙

別紙（1）別紙

対象経費支出予定額内訳

都道府県名

区分	費目	対象経費支出予定額				備考
		規格 (型式)	数量	単価	金額	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（都道府県実 施）	給料			円	円	
	職員手当等					
	報酬					
	謝金					
	会費費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	通信運搬費					
	保険料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
	計					

（注）（1）

備考欄には、都道府県実施については支出予定の品目及び数量等を具体的に記入すること。

（2）

事業計画書は別業とすること。

別紙様式第5（略）

別紙様式第 5 別紙

別紙		都道府県名: _____	
(単位:円)			
市町村名	区分	事業に要する経費	国庫補助金の額
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(市町村実施)		
	予防接種事故発生調査費		

別紙等式第 6 (略)

別紙様式第 6 別紙

別紙		都道府県名: _____			
(単位:円)					
市町村名	区分	事業に要する経費	(内今回増減額)	国庫補助金の額	(内今回増減額)
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(市町村実施)				
	予防接種事故発生調査費				

別紙様式第 5 別紙

別紙		都道府県名: _____	
(単位:円)			
市町村名	事業に要する経費	国庫補助金の額	

別紙等式第 6 (略)

別紙様式第 6 別紙

別紙		都道府県名: _____			
(単位:円)					
市町村名	事業に要する経費	(内今回増減額)	国庫補助金の額	(内今回増減額)	

別紙様式第 7

別紙様式第 7

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） 金 円
 予防接種事故発生調査費 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））
- 3 添付書類
 （1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
 （2）その他参考となる資料

別紙様式第 7

別紙様式第 7

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））
- 3 添付書類
 （1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
 （2）その他参考となる資料

別紙様式第7別紙（1）

別紙（1）

経費所要額精算書

1 所要額内訳

区分	総事業費	交付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	予定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助過 不足額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及び (E) のいずれか 少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業 (市町村実施)	円	円	円	円	円	円	円		円			円	内訳は別紙 のとおり
予防接種事業発生調査費													
計													

(注) (1) 対象経費の実支出額の内部については別紙に記載すること。

別紙様式第7別紙（1）

別紙（1）

経費所要額精算書

1 所要額内訳

区分	総事業費	交付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	予定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助過 不足額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及び (E) のいずれか 少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
新型コロナウイルスワク チン接種体制確保事業 (市町村実施)	円	円	円	円	円	円	円		円			円	内訳は別紙 のとおり
小計													

(注) (1) 基準額 対象経費の実支出額の内部については別紙に記載すること。

別紙様式第7別紙（1）別紙

別紙（1）別紙						
対象経費実支出額内訳						
市町村名						
区分	費目	対象経費実支出額				備考
		規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（市町村実 施）	給料					
	職員手当等					
	出差費					
	賞金					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
使用料及び賃借料						
工事請負費						
備品購入費						
負担金						
小計						
予防接種事故発生賠 害費	報酬					
	賠償費					
	旅費					
	燃料費					
	金料費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
小計						
合計						

(注) (1) 備考欄には、市町村実施については実支出の品目及び数量等を具体的に記入すること。

(2) 事業報告書は別業とすること。

別紙様式第7別紙（1）別紙

別紙（1）別紙						
対象経費実支出額内訳						
市町村名						
区分	費目	対象経費実支出額				備考
		規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（市町村実 施）	給料					
	職員手当等					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	通信運搬費					
	保険料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
備品購入費						
計						

(注) (1) 備考欄には、市町村実施については実支出の品目及び数量等を具体的に記入すること。

(2) 事業報告書は別業とすること。

事業実施報告書

市町村名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施項目	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業実施内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) ② 予防接種台帳システム等のシステム改修 (内容) ③ 接種券、予診票、案内等の印刷・ <u>発送</u> (内容) ④ 接種の実施体制の確保 (内容) ⑤ 相談体制等の確保 (内容)

(注) 事業内容は、具体的に記載すること。
実施していない事業については、該当なしとすること。

事業実施報告書

市町村名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施項目	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業実施内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) ② 予防接種台帳システム等のシステム改修 (内容) ③ 印刷・ <u>郵送準備</u> (内容) ④ 接種の実施体制の確保 (内容) ⑤ 相談体制の確保 (内容)

(注) 事業内容は、具体的に記載すること。
実施していない事業については、該当なしとすること。

事業実施報告書

市町村名 _____

予防接種健康被害調査委員会の開催

開催回数	構成員	調査件数	開催概要	備考

(新設)

別紙様式第 8

別紙様式第 8

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
に係る事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

1 精算総額	金	円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円
予防接種事故発生調査費	金	円

2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））

3 添付書類

別紙様式第 7 による市町村別事業実績報告書

別紙様式第 8

別紙様式第 8

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
に係る事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

1 精算総額	金	円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	金	円

2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））

3 添付書類

別紙様式第 7 による市町村別事業実績報告書

別紙様式第 8 別紙（1）

別紙（1） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳														
1. 所要額内訳														
市町村名	区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	繰延額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助通入 不足額	備考
		(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及び (E) のいずれ か少ない額 (F)	(F) × (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業（市町村実施）		円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	
	予防接種事業経費調査費													
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業（市町村実施）													
	予防接種事業経費調査費													
	小計													
	計													

(注) (1) 各市町村から提出のあった別紙様式7別紙（1）の内容を要し、適正と認められた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は適宜行を追加すること。

別紙様式第 9 （略）

別紙様式第 9 別紙（1）

別紙（1） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳													
1. 所要額内訳													
区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	繰延額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助通入 不足額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及び (E) のいずれ か少ない額 (F)	(F) × (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 （都道府県実施）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	内訳は別紙のとおり
小計													

(注) (1) 対象経費の実支出額の内訳については別紙に記載すること。

別紙様式第 8 別紙（1）

別紙（1） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳													
1. 所要額内訳													
市町村名	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	繰延額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助通入 不足額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及び (E) のいずれ か少ない額 (F)	(F) × (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	
計													

(注) (1) 各市町村から提出のあった別紙様式7別紙（1）の内容を要し、適正と認められた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は適宜行を追加すること。

別紙様式第 9 （略）

別紙様式第 9 別紙（1）

別紙（1） 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳													
1. 所要額内訳													
区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	繰延額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助通入 不足額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及び (E) のいずれ か少ない額 (F)	(F) × (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 （都道府県実施）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	内訳は別紙のとおり
小計													

(注) (1) 基準額、対象経費の実支出額の内訳については別紙に記載すること。

別紙様式第9別紙（1）別紙

別紙（1）別紙						
対象経費実支出額内訳						
都道府県名						
区分	費目	対象経費実支出額				備考
		規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（都道府県実 施）	給料					
	職員手当等					
	共済費					
	賞金					
	報酬					
	謝金					
	会費費					
	旅費					
	雑用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	工事請負費					
備品購入費						
負担金						
計						

(注) (1) 備考欄には、都道府県実施については実支出の品目及び数量等を具体的に記入すること。

(2) 事業報告書は別業とすること。

別紙様式第10（略）

別紙様式第9別紙（1）別紙

別紙（1）別紙						
対象経費実支出額内訳						
都道府県名						
区分	費目	対象経費実支出額				備考
		規格 (型式)	数量	単価 円	金額 円	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（都道府県実 施）	給料					
	職員手当等					
	報酬					
	謝金					
	会費費					
	旅費					
	雑用費					
	消耗品費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	通信運搬費					
	保険料					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
	計					

(注) (1) 備考欄には、都道府県実施については実支出の品目及び数量等を具体的に記入すること。

(2) 事業報告書は別業とすること。

別紙様式第10（略）

別紙様式第 10 別紙

別紙

都道府県名: _____

(単位:円)

市町村名	区分	交付額
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業(市町村実施)	
	予防接種事故発生調査費	

別紙様式第 11 (略)

別紙様式第 10 別紙

別紙

都道府県名: _____

(単位:円)

市町村名	交付額

別紙様式第 11 (略)

別紙

令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱

厚生労働省発健 1228 第 6 号
令和 2 年 12 月 28 日
〔一部改正 令和 3 年 2 月 8 日〕

(通則)

- 1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の事業を行うことにより、新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この国庫補助金は、次の事業に必要な経費を交付の対象とする。
 - (1) 令和 2 年 10 月 23 日健発 1023 第 3 号厚生労働省健康局長通知の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」により都道府県、市町村（地方自治法第 281 条第 1 項に定める特別区を含む。以下同じ。）が行う事業
 - (2) 昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号厚生省公衆衛生局長通知「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第 10 により市町村において設置された予防接種健康被害調査委員会（以下単に「予防接種健康被害調査委員会」という。）が行う予防接種による健康被害に関する調査等の費用に対して市町村が行う事業（ただし、新型コロナウイルスワクチン接種に係るものに限る。）

(交付額の算定方法)

4 この国庫補助金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、区分ごとの算出額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第 1 欄に定める事業区分ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	都道府県が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金	10／10
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）	厚生労働大臣が必要と認めた額	市町村が実施する新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に必要な給料、職員手当等、共済費、賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金	10／10
予防接種事故発生調査費	厚生労働大臣が必要と認めた額	予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（食料費、印刷製本費）、使用料及び賃借料	10／10

(交付の条件)

5 この国庫補助金の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国庫補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) この国庫補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第 1 による調書を作成し、これを補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第11により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

(申請手続)

- 6 この国庫補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村が行う事業

ア 市町村長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の事業

別紙様式第4による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この国庫補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 この国庫補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県知事は、6の(1)のア又は7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。（2）において同じ。）を行うものとする。

る。

- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、6 の(2)又は7による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付決定の通知)

- 10 都道府県知事は、6 の(1)に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町村に対し別紙様式第5又は別紙様式第6により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この国庫補助金の事業実績報告書は、次により行うものとする。

(1) 市町村が行う事業

ア 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の額の確定通知)

- 12 都道府県知事は、11 の（１）に係る国庫補助金について厚生労働大臣の交付額の確定があつたときは、市町村に対し別紙様式第 10 により速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 14 特別の事情により 4、6、7 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金調書

令和 年度厚生労働省所管			(地方公共団体名)										
国			地方公共団体										
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出							備考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
(項) 感染症対策費 (目) 新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業費臨時補助金	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
なお、歳出については、前記 1 の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用、増減額等の区分を明らかにして記入すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
の交付申請について

標記について、次により令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
に係る国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）
金 円
予防接種事故発生調査費 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳（別紙（1））
- 3 添付書類
（1）令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（2）その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請総額 金 円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）
金 円（B）
予防接種事故発生調査費 金 円（C）

前回までの交付決定額 金 円（D）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）
金 円（E）
予防接種事故発生調査費 金 円（F）

差引今回変更増△減額 金 円（A）－（D）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）
金 円（B）－（E）
予防接種事故発生調査費 金 円（C）－（F）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) = (C)	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 (C) (D) 及 び (E) のいず れか少ない額 (F)	国庫補助 基本額 (F) = (G)	補 助 率 (H)	国庫補助 所要額 (G) × (H) = (I)	既交付 決定額 (J)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 (I) - (J) = (K)	備考
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (市町村実施)	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	内訳は別紙のと おり
予防接種事故発生調査費												
計												

(注) (1) 対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。
(2) (J) 欄及び (K) 欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

対象経費支出予定額内訳

市町村名

区分	費目	対象経費支出予定額				備考
		規格 (型式)	数量	単価	金額	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（市町村実 施）	給料			円	円	
	職員手当等					
	共済費					
	賃金					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	工事請負費					
	備品購入費					
	負担金					
	小計					
予防接種事故発生調 査費	報酬					
	報償費					
	旅費					
	需用費					
	食料費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	小計					
	合計					

（注）（１） 備考欄には、市町村実施については支出予定の品目及び数量等を具体的に記入すること。

（２） 事業計画書は別葉とすること。

事業実施計画書

市町村名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施計画	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) ② 予防接種台帳システム等のシステム改修 (内容) ③ 接種券、予診票、案内等の印刷・発送 (内容) ④ 接種の実施体制の確保 (内容) ⑤ 相談体制等の確保 (内容)

(注) 事業内容には、具体的な体制の内容や調整の計画等を記載すること。
実施しない事業については、該当なしとすること。

事業実施計画書

市町村名 _____

予防接種健康被害調査委員会の開催

開催回数	構成員	調査件数	開催概要	備考

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
交付申請書の提出について

標記について、本都道府県管内の市町村が行う令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金として、次の金額について、管内市町村長から「令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、とりまとめて提出する。

- 1 申請総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） 金 円
予防接種事故発生調査費 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳（別紙（1））
- 3 添付書類
別紙様式第 2 による市町村別国庫補助金交付申請書
- 4 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請総額 金 円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） 金 円（B）
予防接種事故発生調査費 金 円（C）

前回までの交付決定額 金 円（D）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） 金 円（E）
予防接種事故発生調査費 金 円（F）

差引今回変更増△減額 金 円（A）－（D）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） 金 円（B）－（E）
予防接種事故発生調査費 金 円（C）－（F）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳

1 所要額内訳

市町村名	区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 $(A) - (B) = (C)$	基準額 (D)	対象経費 支出予定額 (E)	選定額 $(C) \text{ (D) 及び (E) のいずれか少ない額 (F)}$	国庫補助 基本額 (F) = (G)	補助 率 (H)	国庫補助 所要額 $(G) \times (H) = (I)$	既交付 決定額 (J)	差引追加交付 (一部取消) 申請額 $(I) - (J) = (K)$	備考
		円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業（市町村実施）												
	予防接種事故発生調査費												
	小計												
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業（市町村実施）												
	予防接種事故発生調査費												
	小計												
	計												

（注）（１） 各市町村から提出のあった別紙様式２別紙（１）の内容を審査し、適正と認めた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は適宜行を追加すること。

（２）（J）欄及び（K）欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
の交付申請について

標記について、次により令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
費国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）
金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳（別
紙（1））
- 3 添付書類
（1）令和 年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
（2）その他参考となる資料
- 4 変更申請の場合は、1 にかかわらず次のとおりとする。

申請総額	金	円（A）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	金	円（B）
前回までの交付決定額	金	円（C）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	金	円（D）
差引今回変更増△減額	金	円（A）－（C）
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）	金	円（B）－（D）

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費	寄付金 その他の 収入予定額	差引額	基準額	対象経費 支出予定額	選定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	既交付 決定額	差引追加交付 （一部取消） 申請額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のいず れか少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(I) - (J) = (K)	
	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	
新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保事業 （都道府県実施）												内訳は別紙のと おり
計												

(注) (1) 対象経費支出予定額の内訳については別紙に記載すること。
(2) (J) 欄及び (K) 欄は、当初交付申請時には斜線を引くこと。

対象経費支出予定額内訳

都道府県名

区分	費目	対象経費支出予定額				備考
		規格 (型式)	数量	単価	金額	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（都道府県実 施）	給料			円	円	
	職員手当等					
	共済費					
	賃金					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	工事請負費					
	備品購入費					
	負担金					
	計					

（注）（１） 備考欄には、都道府県実施については支出予定の品目及び数量等を具体的に記入すること。

（２） 事業計画書は別葉とすること。

事業実施計画書

都道府県名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施計画	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) イ 広域調整 ① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整 (内容) ② 医療従事者等への接種の実施体制の確保 (内容) ③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備 (内容) ④ 専門的相談体制の確保 (内容)

(注) 事業内容には、具体的な体制の内容や調整の計画等を記載すること。
実施しない事業については、該当なしとすること。

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条

	第 1 項の規定により令和 年 第 3 項の規定により令和 年
月 日厚生労働省発健第 号をもって、 月 日厚生労働省発健第 号をもって、修正のうえ（注）修正交付決定をする場合	

次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この国庫補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日厚生労働省発健第 号厚生労働事務次官通知の別紙「令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は、

令和 年 月 日申請書記載のとおりである。	2 のとおりである。（注）修正交付決定をする場合
- 2 事業に要する経費及び国庫補助金の額は別紙のとおりである。ただし事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 3 この国庫補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この国庫補助金は、交付要綱の 5 に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告書は、交付要綱の 11 に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙

都道府県名: _____

(単位:円)

市町村名	区分	事業に要する経費	国庫補助金の額
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業(市町村実施)		
	予防接種事故発生調査費		

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
変更交付決定通知書

市町村名

令和 年 月 日厚生労働省発健第 号で交付決定された令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金については、令和 年 月 日第 号申請に基づき、
〔決定の内容の一部を
修正のうえ決定の内容の一部を（注）修正交付決定をする場合〕
次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- 1 この国庫補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和 年 月 日厚生労働省発健第 号厚生労働事務次官通知の別紙「令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱」の 3 に定める事業であり、その内容は、
〔令和 年 月 日申請書記載のとおりである。〕
〔2 のとおりである。（注）修正交付決定をする場合〕
- 2 事業に要する経費及び国庫補助金の額は別紙のとおりである。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別紙

都道府県名: _____

(単位:円)

市町村名	区分	事業に要する経費	(内今回増減額)	国庫補助金の額	(内今回増減額)
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業(市町村実施)				
	予防接種事故発生調査費				

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1

精算総額

金

円
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）

金

円
- 予防接種事故発生調査費

金

円
- 2

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1））
- 3

添付書類

（1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

（2）その他参考となる資料

経費所要額精算書

1 所要額内訳

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 $(A) - (B) = (C)$	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 $(C) (D) \text{ 及び } (E) \text{ のいずれか少ない額 } (F)$	国庫補助 基本額 $(F) = (G)$	補助 率 (H)	国庫補助 所要額 $(G) \times (H) = (I)$	国庫補助 交付決定額 (J)	国庫補助 受入済額 (K)	差引国庫 補助過△ 不足額 $(K) - (I) = (L)$	備考
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (市町村実施)	円	円	円	円	円	円	円		円			円	内訳は別紙 のとおり
予防接種事故発生調査費													
計													

(注) (1) 対象経費の実支出額の内訳については別紙に記載すること。

対象経費実支出額内訳

市町村名

区分	費目	対象経費実支出額				備考
		規格 (型式)	数量	単価	金額	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（市町村実 施）	給料			円	円	
	職員手当等					
	共済費					
	賃金					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	工事請負費					
	備品購入費					
	負担金					
	小計					
予防接種事故発生調 査費	報酬					
	報償費					
	旅費					
	需用費					
	食料費					
	印刷製本費					
	使用料及び賃借料					
	小計					
	合計					

（注）（１） 備考欄には、市町村実施については実支出の品目及び数量等を具体的に記入すること。

（２） 事業報告書は別葉とすること。

事業実施報告書

市町村名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施項目	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業実施内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) ② 予防接種台帳システム等のシステム改修 (内容) ③ 接種券、予診票、案内等の印刷・発送 (内容) ④ 接種の実施体制の確保 (内容) ⑤ 相談体制等の確保 (内容)

(注) 事業内容は、具体的に記載すること。

実施していない事業については、該当なしとすること。

事業実施報告書

市町村名 _____

予防接種健康被害調査委員会の開催

開催回数	構成員	調査件数	開催概要	備考

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
に係る事業実績報告書の提出について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金について、管内市町村長から事業実績報告書の提出があったが、内容を審査したところ適正と認められたので、別紙のとおりとりまとめて提出する。

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 精算総額 | 金 | 円 |
| | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施） | 金 | 円 |
| | 予防接種事故発生調査費 | 金 | 円 |
| 2 | 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）所要額内訳（別紙（1）） | | |
| 3 | 添付書類 | | |
| | 別紙様式第 7 による市町村別事業実績報告書 | | |

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業所要額内訳

1 所要額内訳

市町村名	区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	選定額	国庫補助 基本額	補助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助過△ 不足額	備考
		(A)	(B)	$(A) - (B) = (C)$	(D)	(E)	$(C) (D) \text{ 及び } (E) \text{ のいずれか少ない額 } (F)$	$(F) = (G)$	(H)	$(G) \times (H) = (I)$	(J)	(K)	$(K) - (I) = (L)$	
		円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）													
	予防接種事故発生調査費													
	小計													
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（市町村実施）													
	予防接種事故発生調査費													
	小計													
	計													

（注）（１）各市町村から提出のあった別紙様式7別紙（１）の内容を審査し、適正と認めた内容を市町村ごとに記入すること。行が不足する場合は適宜行を追加すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
の事業実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 精算総額 金 円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施） 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳（別紙（1））
- 3 添付書類
（1）令和 年度歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
（2）その他参考となる資料

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（都道府県実施）所要額内訳

1 所要額内訳

区分	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額	基準額	対象経費の 実支出額	選定額	国庫補助 基本額	補 助 率	国庫補助 所要額	国庫補助 交付決定額	国庫補助 受入済額	差引国庫 補助過△ 不足額	備考
	(A)	(B)	(A) - (B) = (C)	(D)	(E)	(C) (D) 及 び (E) のい ずれか少ない額 (F)	(F) = (G)	(H)	(G) × (H) = (I)	(J)	(K)	(K) - (I) = (L)	
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (都道府県実施)	円	円	円	円	円	円	円		円			円	
小計													内訳は別紙のと おり

(注) (1) 対象経費の実支出額の内訳については別紙に記載すること。

対象経費実支出額内訳

都道府県名

区分	費目	対象経費実支出額				備考
		規格 (型式)	数量	単価	金額	
新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業（都道府県実 施）	給料			円	円	
	職員手当等					
	共済費					
	賃金					
	報酬					
	謝金					
	会議費					
	旅費					
	需用費					
	消耗品費					
	燃料費					
	印刷製本費					
	光熱水費					
	役務費					
	委託料					
	使用料及び賃借料					
	工事請負費					
	備品購入費					
	負担金					
	計					

（注）（１） 備考欄には、都道府県実施については実支出の品目及び数量等を具体的に記入すること。

（２） 事業報告書は別葉とすること。

事業実施報告書

都道府県名 _____

(1) 事業実施目的	
(2) 事業実施項目	
(3) 事業実施期間	
(4) 事業実施内容	ア 庁内体制整備 ① 人的体制の整備 (内容) イ 広域調整 ① 広域での接種の実施体制の確保に係る調整 (内容) ② 医療従事者等への接種の実施体制の確保 (内容) ③ 新型コロナウイルスワクチン流通調整の準備 (内容) ④ 専門的相談体制の確保 (内容)

(注) 事業内容は、具体的に記載すること。

実施していない事業については、該当なしとすること。

令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
交付額の確定通知書

市町村名

令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基づき令和 年 月 日厚生労働省発健第 号をもって交付額が別紙のとおり確定されたので通知する。

超過交付となった令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金：金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ぜられたので通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

(単位:円)

市町村名	区分	交付額
〇〇市町村	新型コロナウイルスワクチン接種体制 確保事業(市町村実施)	
	予防接種事故発生調査費	

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号により交付決定のあった令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金について、令和 2 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱 5 の（8）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)
金 円
- 3 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。